第3次ふれあい・ふくらぎ(福来)21プラン





水見市地域福祉計画 (後期計画)

平成30年度~平成33年度

氷見市

第3次氷見市地域福祉計画(後期計画)

目 次

第1	章 計画改定の基本的な考え方	1
1	計画改定の趣旨	1
2	計画策定の経緯と目的	2
3	計画の位置づけ	4
4	計画の改定体制	4
年つ	幸・並 押引声の状体体のも無度	E
第2	章 前期計画の推進状況と課題	
1	台里尽旭泉の推進人位(1) 福祉総合相談・支援システムの構築	
	(2) 地域力発揮プロジェクト21(21地区福祉行動プラン)の策定・推進	
	(3) 地域福祉研修センター機能の充実(担い手づくり)	
	(4) コミュニティビジネス起業支援	
	(4) ユミューティレンネヘ起来又援(5) 災害時要援護者支援体制の整備	
2		
2	推進状化がり先えてきた味趣	14
第3	章 地域福祉を取り巻く氷見市の状況	16
1	人口について	16
2	福祉の現状	17
	(1) 高齢者	17
	(2) 障害のある人	20
	(3) 子ども	24
	(4) 生活保護	25
	(5) 生活困窮者	
3	社会的孤立に関する現状と課題	26
	(1) 社会的孤立に陥る要因と定義について	26
	(2) 社会的孤立に関する現状	27
	(3) 氷見市における社会的孤立者を取り巻く課題	31
第4	章 計画の体系	32
1		
2		
	(1) 安心生活を支える体制づくり	
	(2) 地域福祉を支える担い手づくり	
	(3) 人にやさしい絆づくり	
3	計画の期間	
4		
5	施策の体系	

第5	章 重点施策	36
1	全世代・全対象型地域包括支援体制の構築	37
	(1) 社会的孤立者の早期発見(生活困窮者支援等の活用)の仕組みづくり	. 37
	(2) 全世代・全対象型を実現するための機能の拡充	. 37
	(3) 相談支援体制の拡充及び整理	. 38
	(4) 連携のための情報共有・協議の場づくり	. 38
2	我が事・丸ごとを実現する地域福祉の推進	40
	(1)「我が事」と考えられる地域生活課題を把握する機能の充実	. 40
	(2) 地域生活課題に対応した地域による生活支援サービスの実施	. 40
3	地域自立生活を支える福祉人材の育成	41
	(1) 福祉専門職の確保と質の向上	.41
	(2) 地域を支える新たな担い手育成	. 41
4	新たな地域生活課題を解決する取り組みやしくみの実現	42
	(1) 新たな取り組みやしくみの協議の場づくり	. 42
	(2) 新たなネットワーク構築としくみや取り組みの開発	. 43
5	災害時の福祉環境の整備	45
	(1) 防災等の意識づくりの推進	. 45
	(2) 災害時の福祉環境整備と支援体制づくり	. 45
第6	章 計画の推進体制	46
1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2		
3		
4	市社協との連携	47
5	計画の進行管理・評価	48

第1章 計画改定の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

氷見市においては、平成24年3月に、平成24年度から平成33年度までを 計画期間とする「第3次地域福祉計画(平成23年度策定、以下3次計画とい う)」を策定し、地域福祉施策の推進を図ってきました。

この間、様々な地域課題を解決するために、安心生活創造事業¹を実施し、小地域単位(地区社協)で生活課題に対応する生活支援サービス²や新たな居場所づくりを地域の創意工夫により、行ってきました。

国の施策としては、平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度³」がスタートし、新たに生活困窮者支援の取り組みが始まりました。氷見市においては、国の制度創設以前より、分野に分かれた福祉関連の相談窓口の増加による窓口機能の総合化を図るための協議を行い、平成26年5月に新庁舎移転に伴い、福祉の総合相談窓口となる「ふくし相談サポートセンター⁴」を創設し、その中で生活困窮者支援を実施しています。

さらに、平成27年9月に厚生労働省 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームにより出された、「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現一新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」において、全世代・全対象型地域包括支援体制5の構築の必要性が示されました。

¹ **安心生活創造事業**…支援を必要とする人々が、住み慣れた地域で継続して、安心した生活を営むことができる地域づくりを目的とした事業。平成 22 年度より国の指定を受けてスタートし、現在は一部市単独事業として実施中。

² 生活支援サービス…地域の主体性に基づき運営され、支援が必要な人の生活課題に応える仕組みをもち、公的サービスよりも柔軟な方法で実施されるサービス。例、外出支援や買い物支援等

³ 生活困窮者自立支援制度…平成27年4月に施行された制度で、生活困窮状態(経済的困窮等)から自立を目指すために、就労支援や居住支援、家計支援等の具体的な支援を行う。本市の相談窓口は、ふくし相談サポートセンター(市社協へ受託し、市庁舎内にある)

⁴ **ふくし相談サポートセンター**…庁舎移転に伴い、新たに設置した機能で、市福祉介護課、子育て支援課、市社協(生活困窮者支援、基幹相談支援担当)の官民協働で設置した、福祉の総合相談機能。

⁵ **全世代・全対象型地域包括支援体制**…すべての人が、年齢や状況を問わず、その人の生活上の困りごとに応じた適切な支援が受けられるような体制を地域、専門機関、行政が一体となって実現すること。

平成28年6月に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」において、地域共生社会⁶の実現が打ち出され、それを具体化するために同年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(厚労省設置 本部長 厚生労働大臣 大臣官房)が設置され、地域共生社会実現に向けて本格的な検討が進められています。

氷見市においては、相次いで発生した孤立死、独居死事例を契機に、社会的孤立者(孤立する恐れのある者含む)の把握と孤立する恐れのある市民の早期発見のしくみであるセーフティネット⁷を構築することを目的として、平成27年度から取り組んでいる「地域セーフティネット活性化事業」内で設置した地域セーフティネット活性化検討会議の中で、セーフティネット構想について議論してきました。

本計画は、計画の中間年を越え、このような現状や社会情勢の変化等を踏まえて、主に重点施策を中心に内容の見直しを行い、本計画の目指す福祉社会像である「ささえあい ふれあい 絆が深まる福祉社会」の実現にむけた、新たな取り組みやしくみづくりの方向性を示していきます。

2 計画策定の経緯と目的

氷見市では、平成5年度に福祉、保健、医療、教育等のサービスを市民に一元 的に提供するための基本指針として「第1次氷見市地域福祉計画」を策定して以 来、地域を取り巻く環境の変化に対応するための施策を展開してきました。

平成12年度には、介護保険制度の開始や児童福祉法をはじめとする各種福祉関係法令が改正される中にあって、市民が自立生活を送るための支援を中心に「ささえあい、ふれあい、心がなごむ福祉社会」を目指した「第2次氷見市地域福祉計画」を策定しました。

平成23年度には、日本全国で度重なって発生した自然災害を契機に、「自助」「共助」「公助」の果たす役割を明確にしつつ、より一層地域福祉を推進し、「さ

 7 **セーフティネット**…「安全網」と訳され、網の目のような支援策を張ることで、全体に対して安全・安心を提供するための仕組み。

⁶ 地域共生社会…制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

さえあい ふれあい 絆が深まる福祉社会」を目指した「第3次氷見市地域福祉計画」を策定しました。

地域福祉計画は、地域のふれあいの中で、だれもが安心していきいきとした生活を送ることができることを目指した福祉社会づくりの基本方針を示すものです。

福祉を取り巻く状況は、少子高齢社会の急速な進展や人口減少社会の到来、核家族化や女性の社会進出等による家庭機能の変化、個人のライフスタイルや価値観の多様化等による地域の相互扶助機能の低下等、地域社会や家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、地域経済低迷の長期化に伴う雇用不安や生活不安等により生活困窮状態に陥る世帯の増加、さらには、児童、障害者、高齢者等に対する虐待、家庭における介護や育児機能の低下、地域コミュニティの弱体化、地域における住民同士のつながりの希薄化を要因とした孤立死、独居死の増加等、社会の変化とともに、地域における新たな課題が生じています。

「地域福祉」は、このような個人を取り巻く様々な福祉ニーズに対応し、他人 事ではなく、我が事とし、様々な取り組みを実践しながら、誰もが生きがいをも って、自分らしく安心して自立した生活を営むことができる地域社会を地域全 体で構築していく活動です。

本計画では、地域福祉を推進するための「自助」「共助」「公助」の役割を明確に示すとともに、第2次計画で構築された、地域を基盤とする「ケアネット活動。」と第3次計画の前期計画で進めている安心生活創造事業による新たな「生活支援サービス」を一体的に進めると共に、このような地域の取り組みを支える「ふくし相談サポートセンター」を含めた地域、行政及び関係機関相互の連携構築を基盤として、地域社会が同じ目標を持ち、支え合う地域福祉推進体制づくりの基本方針を策定するものです。

3

⁸ **ケアネット活動**…近隣住民のちょっとした協力や見守り等の支援があることで、本人(世帯)が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるための地域住民による活動で、数名でチームを組み、それぞれのできる支援をします。

⁽平成27年度末実績:636チーム 1,514名の協力者)

3 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定するもので、市の総合計画の地域福祉の分野を担うものです。高齢者福祉計画や障害者基本計画等の分野別計画の上位計画として位置づけられていますが、高齢福祉や障害福祉、児童福祉といった分野に特化した施策やサービス目標等は各分野別計画で示されます。

地域福祉計画は、地域福祉を推進する方向(共通理念)と、各分野別計画等に 共通する課題に対する施策を示します。

なお、成年後見制度、住宅、自殺対策等福祉に関連が深い分野の計画のうち、 地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項についても地域福祉計画 と位置づけるものとします。

4 計画の改定体制

前述 (P.2) のように、平成27年度から取り組んでいる「地域セーフティネット活性化事業」内で設置した地域セーフティネット活性化検討会議の中で、セーフティネット構想について議論してきました。

平成28年度以降も引き続きセーフティネット構想実現に向けて議論を進めていく中で、国が示した「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築の必要性の考え方とセーフティネット構想が類似していることやセーフティネット構想の実現のための要素が第3次計画の重点施策と重なる部分が多いことから、主に、地域セーフティネット活性化会議内で第3次計画の進捗確認や今後の後期計画にセーフティネット構想を位置付けるかの議論を続けてきました。

第2章 前期計画の推進状況と課題

1 各重点施策の推進状況

(1) 福祉総合相談・支援システムの構築

第3次計画前期計画では、主に生活課題の把握・相談窓口機能、支援体制機能、 専門機能の3つの機能充実を掲げて、取り組んできました。

平成26年5月、新庁舎内に福祉介護課・子育て支援課・市社協(生活困窮者 支援担当、基幹相談支援担当)が官民協働で行う福祉の総合相談支援窓口である 「ふくし相談サポートセンター」を開設し、各課の申請や相談窓口で対応しつつ、 「制度では対応できない」、「重複する生活課題を抱えている」、「どこに相談に行 けばよいかわからない」などの多岐にわたる相談を受けています。

〇「ふくし相談サポートセンター」の状況

	H26 年度	H27 年度	H28年度	合計
新規相談件数	180	156	180	516
延支援回数	3, 479	5, 894	6, 242	15, 615

【設置までの経過】

- 平成22年7月 安心生活創造事業を活用し、「専門職の連携の在り方を検討する部会」 を立ち上げ
- 平成 24 年 3 月 第3次氷見市地域福祉計画の重点施策内に「福祉総合相談・支援システム」の構築を掲げ、相談窓口機能・支援体制機能強化を図ることを明記。
- 平成 24 年 4 月 計画を具現化するために、住民・専門職・行政による「総合相談支援システム構築プロジェクトチーム」を結成。
- 平成24年6月 市庁舎耐震評定を受け、市議会において市庁舎整備検討特別委員会 を設置し、旧高校体育館と一部校舎を改修した新庁舎建設決定。(平成24年10月)
- 平成24年10月~平成26年3月 プロジェクトチーム内において、新庁舎内に設置する 福祉の総合相談支援窓口機能について協議
- 平成26年5月 新庁舎開庁により、「ふくし相談サポートセンター」開設。

また、平成28年7月からは、これまでのように相談を待つのではなく、積極的に地域に出向き、社会的孤立者(孤立する恐れのある者含む)を適切に支援へとつなぐためのコミュニティソーシャルワーカー⁹(以下、**CSW**という)を配置しました。

さらに、迅速かつ適切な支援が展開できるよう、市関係課及び市社協による「地域セーフティネット活性化コア会議」を組織し、庁内連携の在り方や関係機関との連携の在り方について、協議しました。

【設置後の動き】

- 平成27年4月 生活困窮者等への緊急時の食糧等支援を目的とした遊休品バンク「Eクスチャー⇔Eカスチャー」開始。
- 平成27年7月 支援拒否者等社会的孤立者(孤立する可能性のある人を含む)への支援及び庁舎内及び専門職間連携のしくみを実現するための「地域セーフティネット構想」を市単独事業の地域セーフティネット活性化事業内(市、市社協連携事業)で検討。
- 平成28年4月「家計相談支援事業」「学習・生活支援事業」(いずれも市社協へ委託) 開始。

厚生労働省より「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」モデル指定。

- 平成28年7月 CSWの配置
- 平成28年8月「セーフティネット構築会議」を立ち上げ、地域・専門機関・行政のそれぞれの機能を再確認すると共に、社会的孤立者への支援を検討。
- 平成29年4月 庁内連携強化の一環で、「セーフティネット定例会議」を立ち上げ、月1回 開催

厚生労働省より「地域力強化推進事業」モデル指定。

サービスだけでは対応困難な事案に取り組む専門職で、社会的孤立者宅への家庭訪問や支援のための関係機関調整、新たなしくみやサービスを検討する場づくり等を行い、誰もが安心して生活できる環境整備を行います。

⁹ コミュニティソーシャルワーカー...制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉

その他、生活課題把握機能や支援機能の強化の一環として、市地域包括支援センターでは、近年増加している認知症高齢者の早期発見の模擬訓練やネットワーク強化に取り組んできました。

また、地域住民による気になる方々への見守り等の支援であるケアネット活動(市補助事業)も少しずつ広がりを見せています。さらに、災害時・緊急時に何らかの支援を必要とする方々に対する「いのちのバトン」設置も各地区の協力のもと、進んでおり、定期的な更新の際、気になる方々の情報交換を行うことで、早期に専門機関へとつながり、生活課題の解決へとつながる事例も出てきています。

◆生活課題把握機能及び支援機能の強化に関するデータ

(単位:人)

年度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
認知症サポーター数	677	718	871	1, 194	1, 767
高齢者等見守り・SOS ネットワーク登録者数	415	423	504	537	560
ケアネットチーム数	583	594	617	636	653
ッ 協力者数	1, 301	1, 407	1, 482	1, 514	1, 589
いのちのバトン設置 者数	1, 275	1, 904	2, 531	3, 822	4, 193

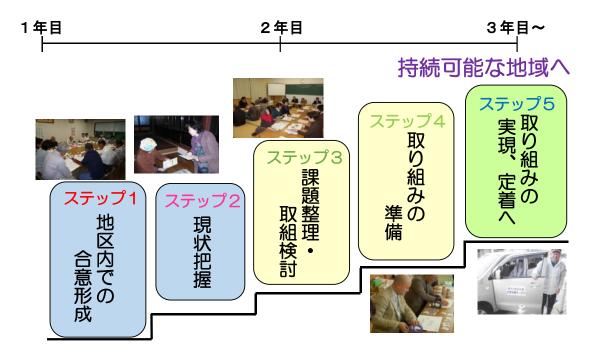
資料:氷見市社会福祉協議会 地域包括支援センター

(2) 地域力発揮プロジェクト21 (21地区福祉行動プラン)の策 定・推進

21地区社協毎の福祉行動プラン策定までは至っていませんが、一部地区では、地域全体を再編した「まちづくり協議会」内でプランを作成し、地域内の福祉に関する取り組みを明確化したところもあります。

プラン作成に至らずとも、「安心生活創造事業」を活用し、地域内で、個別の 生活課題把握に努め、見えてきた課題に対する新たな取り組みを各地域の創意 工夫により展開されています。

〈安心生活創造事業〉 実施地区における展開フロー



安心生活創造事業実施地区の取り組み

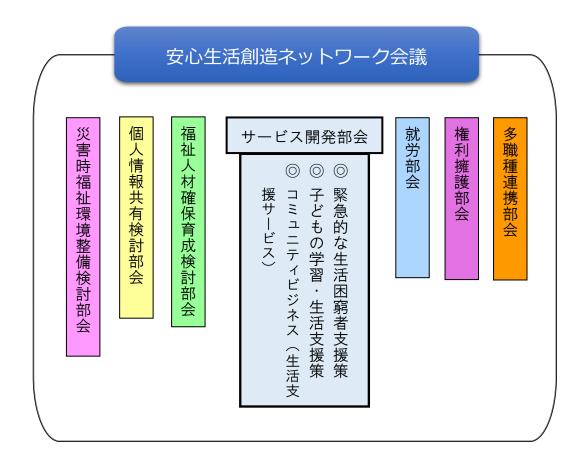
開始年度	帮 区 公	ニーズ把権	相談機能	具体的な取り組み	人村の確保・育成
000	朝日丘	町内会との 協働調査	週2回	便利帳発行、個別外出支援	あさひがおかボランティアセンターを中心に確保
771	タ 国	全戸アンケート	週2回	買い物支援、乗り合わせ型外出支援(定期運行へ)、サポーター研修を実施し、協力を募っ学習支援	サポーター研修を実施し、協力を募った。
2	仏生寺	全戸アンケート	検討中	乗り合わせ型外出支援、全戸対象いのちのパトンの 実施	地域づくり協議会全体で協力者を 選定している。
4 7 7	女良	全戸アンケート	月1回	寄っていかれまサロンの開設、いきいきフラワー活 動	サポーター研修を実施し、協力を募った。
Д С	₩	全戸アンケート	既存行事に合わせて	サポーター(福祉推進員)の増員、昼下がりサロンの設置	福祉推進員(地区社協で設置)を 増員
C 7 L	阻	全戸アンケート	検討中	便利帳発行、地域ボランティアセンター設置準備他、部会による活動の検討(随時)	地域ボランティアセンターの設置とあわせ検討中
9	稲積	全戸アンケート	談笑に相談機能	稲積談笑(常設サロン)の開設	活動に関わってもらえそうな住民 に声掛けし募っている。
0 7 L	速三	別件調査を参考	検討中	通院のための外出支援	以前開催したサポーター研修受講者 に声掛けし募っている。
H27	计	全戸アンケート	I	サル·相談機能、外出支援、子育て支援の3分科会を設置し、外出支援・サいを試験実施中	外出支援・サい担い手は、個別に 声かけ
H28	十二年	全戸アンケート	を記中	市内スーパーと連携し、移動販売を実施	I
H29	明和	檢討中	本 中	地域づくり協議会組織化と合わせて検討中	ı

(3) 地域福祉研修センター機能の充実(担い手づくり)

安心生活創造ネットワーク会議¹⁰内に、福祉専門職の確保と資質向上を図るための部会を設け、協議してきました。

福祉専門職の確保の取り組みとしては、福祉事業所同士の人材確保の情報交換会を開催し、福祉事業所が抱える課題やどのような取り組みがあれば、人材確保につながるかが話し合われました。

その中から「確保していく前に、退職者をいかに出さないか」、そのためには、 福祉専門職の質の向上を担保する必要があるという意見が多数出ました。様々 な意見を受けて、次のような取り組みを行いました。



¹⁰ **安心生活創造ネットワーク会議**・・・第3次計画で掲げた基本理念にある、「ささえあい ふれ あい 絆が深まる福祉社会」の実現を目指し、地域リーダー、関係機関、行政で構成し、市民 の生活課題に即した協議テーマを部会毎に設定し、具体的な取り組みを企画し、実現していく ための組織体。

○若い世代が魅力のある職種と思えるような取り組み

→市社会福祉協議会(以下、市社協という)が毎月発行している広報紙「氷見の福祉」内で福祉専門職を紹介する記事を掲載(毎号一人にスポットをあて、仕事を始めるきっかけややりがいなどを紹介)しました。

○小規模福祉事業所や事業所単体では企画が難しい人材育成研修の取り組み

→市社協に設置している地域福祉研修センター(市補助事業)内で開催している福祉従事者研修(毎月1回開催)で取り上げるテーマを広く聞き取り、実施しました。

○相談支援に従事する福祉専門職が増加し、分野の垣根を超えたつながりが必要

→児童、障害、高齢分野等相談対応する職種が増加すると共に、世帯に複数の 生活課題を持つ世帯が増加していることから、複雑な生活課題を抱える世帯を 支援しているケースを取り上げて、支援方法を検討する事例検討会、困難事例に どう向き合うか福祉専門職としての対人援助技術を向上させるための専門職研 修を開催しました。

(4) コミュニティビジネス起業支援

コミュニティビジネスというしっかりとした基盤と収益性を持った取り組みまでは、発展していないものの地区社会福祉協議会(以下、地区社協という)を中心とした生活支援サービス(生活に密着した取り組みで、主なものとして買い物支援、外出支援等があります)が各地で取り組まれています。この取り組みは、生活課題の解決と新たな人材の活躍の場となっています。



また、高齢者、障害者雇用の拡大支援では、特に第3次計画策定後、障害者の 就労支援事業所が7か所(~平成23年度:2か所)まで増え、障害者の多様な 働く場の創出が進んでいます。

その他、高齢者や何等かの障害を抱えている方々への就労支援として、平成27年4月から開始した「生活困窮者自立支援制度」を活用し、シルバー人材センターや氷見公共職業安定所と連携し、受け入れ企業等の開拓が少しずつ進んでいます。

◆障害者の職業紹介状況

(単位:人)

年度	平成24	2 5	2 6	2 7	28
就職者数	3 9	3 7	4 4	4 6	4 7
有効求職者数	6 0	8 0	8 3	8 0	6 5
就業中の者	1 4 7	162	181	2 1 1	2 3 9

資料: 氷見公共職業安定所

- *就職者数…年度内に就職した者の数(重複有)
- *有効求職数…氷見公共職業安定所に登録した者のうち、就職未決定の求職者
- *就業中の者…氷見公共職業安定所に登録した者のうち、通算で就業している者

(5) 災害時要援護者支援体制の整備

前述の「安心生活創造ネットワーク会議」内に、「災害対策福祉環境検討部会」を設け、地域防災計画との整合性の確認や福祉環境の在り方について、検討してきました。また、災害時の福祉環境整備を考える際には、個人情報の取り扱いと密接に関わってくることから同ネットワーク会議内に設けた「個人情報取扱検討部会」と合同部会とし、個人情報の取り扱いについての勉強会を開催しました。

災害時に支援が必要な市民の把握として、各地区社協が行っている「いのちの バトン」が本人の同意を得て、地区社協と市社協で情報を共有できることから引 き続き、普及に努めています。

また、平成28年度から、一人暮らし高齢者や要介護者、各種障害手帳保持者を対象とした、「避難行動要支援者名簿」を作成しており、あらゆる角度から災害時に支援が必要な方々の把握に努めています。

◆いのちのバトン設置状況

(単位:人)

年度	平成24	25	26	27	28
いのちのバトン設置者数	1, 275	1, 904	2, 531	3, 822	4, 193

資料: 氷見市社会福祉協議会

2 推進状況から見えてきた課題

《前期計画重点施策》

- (1) 福祉総合相談・支援システムの構築
- (2) 地域力発揮プロジェクト21の策定・推進
- (3) 地域福祉研修センター機能の充実(担い手づくり)
- (4) コミュニティビジネス起業支援
- (5) 災害時要援護者支援体制の整備

前期計画で掲げた重点施策について、進捗状況の差から一定の成果が見えた ものと継続的な取り組みが今後も必要なものとが出てきました。

このような状況と第3次計画施行後、新たに始まった制度の導入によって取り巻く環境が変わったものを含めて、見えてきた課題を整理すると次のとおりとなります。

《見えてきた主な課題》

- 1 対象者を限定しないあらゆる地域生活課題を抱えた市民で、特に 周りとの関係が疎遠になっている(なる可能性のある)市民やサ ービス等の支援を拒否している、地域生活課題(困りごと)を訴 えることができない市民を把握し、早期に適切な支援へとつなげ る仕組みづくり
- 2 地域を基盤とした生活課題を解決するための、新たな取り組みの 開発と、様々な地域の取り組みを持続可能にするための人材育成
- 3 複数の生活課題を抱える世帯や、社会的孤立状態に陥っている世帯等の支援を行うための福祉専門職の質の向上と、児童・障害・ 高齢者支援を行う福祉専門職の確保
- 4 地震・津波、風水害及び火災、雪害、原子力災害等の発生時の要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他に配慮を要する者)に対する支援体制の整備
- 5 既存の公的制度や地域の取り組みでは、解決できない生活課題へ 対応するための新たな取り組みや、しくみの協議の場づくりと開 発した取り組みやしくみの実現

第3章 地域福祉を取り巻く氷見市の状況

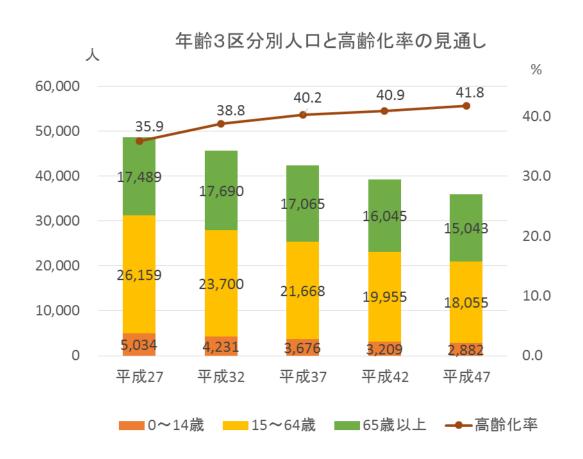
1 人口について

国立社会保障・人口問題研究所:『日本の地域別将来推計人口』(平成 25 (2013) 年3月推計)によると氷見市の将来人口の見通しは、次のとおりです。

氷見市においては、人口の減少とともに年少人口(0~14歳人口)の減少と老年人口(65歳以上人口)の増加が進んできました。

高齢者人口のピークは、全国的には平成37年(2025年)と言われていますが、氷見市では、それよりも早い平成32年(2020年)に高齢者人口のピークを迎えます。人口に占める高齢者の割合である高齢化率は、人口の減少に伴い依然として、高い割合で推移すると予測されています。

(*平成27年国勢調査による氷見市の人口は、47,992人です。)



〈資料〉国立社会保障・人口問題研究所:『日本の地域別将来推計人口』 (平成25(2013)年3月推計)

2 福祉の現状

(1) 高齢者

平成29年3月末現在の要介護(要支援)認定者数は、3,334人(第2号被保険者含む)です。介護保険制度がスタートした平成12年度末の1,479人と比較すると、およそ15年間で倍増しています。

ただし、直近の5年間では、認定者数はほぼ横ばいで、合わせて第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に占める認定率も横ばいとなっています。

今後の65歳以上の高齢者数は、平成32年(2020年)頃をピークに、増え続けると予測されますが、これまでの実績を踏まえると、介護予防施策の効果が少しずつ表れていることが伺えます。特に、各地区で実施されている「ふれあいランチサービス」や「きときと100歳体操」などのサロンを活用した介護予防教室への参加により、閉じこもり予防にもつながっています。

要支援1・2の人の、新しい総合事業への移行とともに、今後はさらに、元気で長生きする高齢者が増えるよう地域と連携した取り組みが求められています。

○介護認定者数等の推移

(各年度末、単位:人)

年度	第1号被保 険者数	うち認定者数	割合	第2号被保険者 数(認定者数)	計
平成12	14,292	1,432	10.0%	47	1,479
1 5	14,919	2,210	14.8%	60	2,270
2 0	15,758	2,751	17.5%	68	2,819
2 4	16,611	2,990	18.0%	70	3,060
2 5	16,975	3,035	17.9%	64	3,099
2 6	17,383	3,187	18.3%	54	3,241
2 7	17,551	3,162	18.0%	53	3,215
2 8	17,614	3,287	18.7%	47	3,334

資料:氷見市福祉介護課

第1号被保険者数の推移

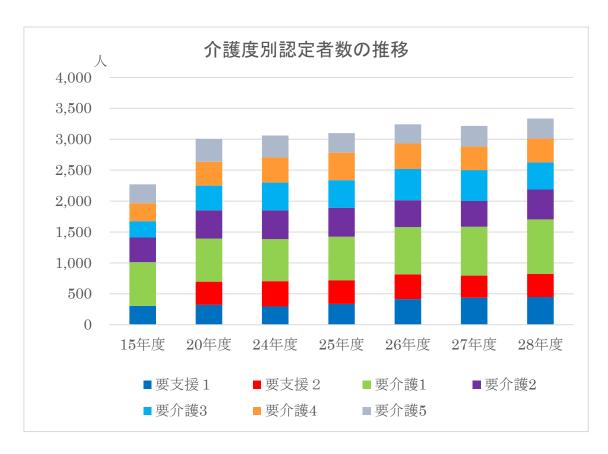


資料: 氷見市福祉介護課

○介護度別認定者数の推移

(各年度末、単位:人)

年度	要 支 援 1	要 支 援 2	要 介 護 1	要 介 護 2	要 介 護 3	要 介 護 4	要 介 護 5]
平成12	179		387	321	216	177	199	1,479
1 5	307		706	397	266	290	304	2,270
2 0	135	376	697	456	400	385	370	2,819
2 4	295	409	680	465	449	408	354	3,060
2 5	336	385	703	468	446	445	316	3,099
2 6	414	402	764	435	503	412	311	3,241
2 7	437	358	789	417	499	381	334	3,215
2 8	448	373	882	484	438	385	324	3,334



資料:氷見市福祉介護課

(2) 障害のある人

◇身体障害者手帳の交付状況

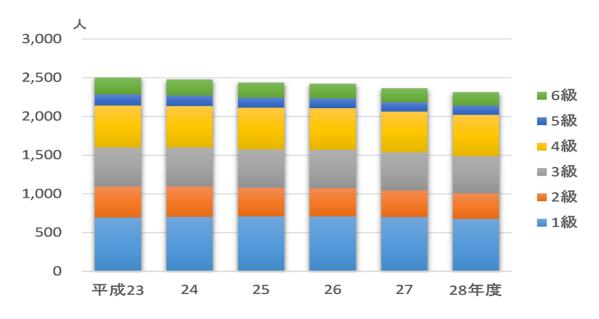
身体障害者手帳を所持している人は、平成29年3月31日現在、2,313 人となっており、5年前と比較すると200人程度減少しています。

○身体障害者等級別手帳交付者数の推移

(各年度末、単位:人)

年度	1級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
平成23	694	400	507	541	145	217	2, 504
2 4	703	393	504	534	138	206	2, 478
2 5	709	369	497	539	130	194	2, 438
2 6	710	364	496	538	126	189	2, 423
2 7	701	344	491	528	120	181	2, 365
2 8	677	329	480	535	120	172	2, 313

身体障害者等級別手帳交付者数の推移



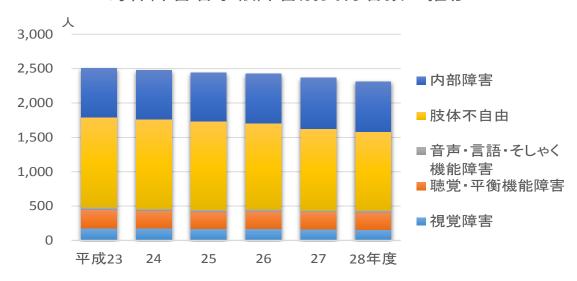
資料:氷見市福祉介護課

○身体障害者手帳障害別交付者数の推移

(各年度末、単位:人)

年度	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音 声 · 言 語・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	計
平成 23	180	269	33	1, 313	709	2, 504
24	178	257	28	1, 299	716	2, 478
25	169	250	25	1, 292	702	2, 438
26	167	257	28	1, 252	719	2, 423
27	162	253	26	1, 183	741	2, 365
28	156	257	23	1, 147	730	2, 313

身体障害者手帳障害別交付者数の推移



資料:氷見市福祉介護課

◇療育手帳の交付状況

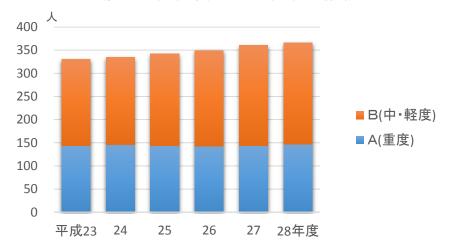
療育手帳を所持している人は、平成29年3月31日現在、366人となって おり、B判定(中・軽度)が増加傾向にあります。

*療育手帳程度別交付者数の推移

(各年度末、単位:人)

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
年度	A(重度)	B(中•軽度)	計
平成 23	144	186	330
24	146	189	335
25	144	198	342
26	142	207	349
27	144	216	360
28	147	219	366

療育手帳程度別交付者数の推移



資料: 氷見市福祉介護課

◇精神障害者保健福祉手帳等の交付状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成29年3月31日現在、231人となっており、平成23年度からの5年間で71人の増加(44.4%増)となっています。

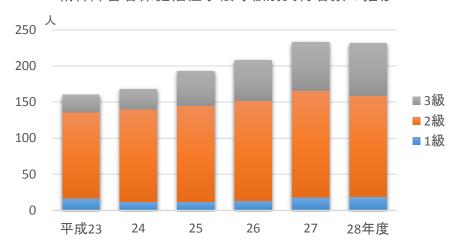
また、医療費を公費で負担している通院患者数については手帳所持者数を大きく上回り、毎年度増加しています。

*精神障害者保健福祉手帳等級別交付者数の推移

(各年度末、単位:人)

年度	1級	2 級	3 級	計
平成 23	17	119	24	160
24	12	128	28	168
25	12	133	48	193
26	13	139	56	208
27	18	148	67	233
28	19	140	72	231

精神障害者保健福祉手帳等級別交付者数の推移



資料:氷見市福祉介護課

*精神科病院公費負担通院患者数及び精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

(各年度末、単位:人)

年度	精神科病院公費負担 通院患者数	精神障害者•保健福祉手帳交付者数計
平成 23	409	160
24	413	168
25	418	193
26	432	208
27	462	233
28	465	231

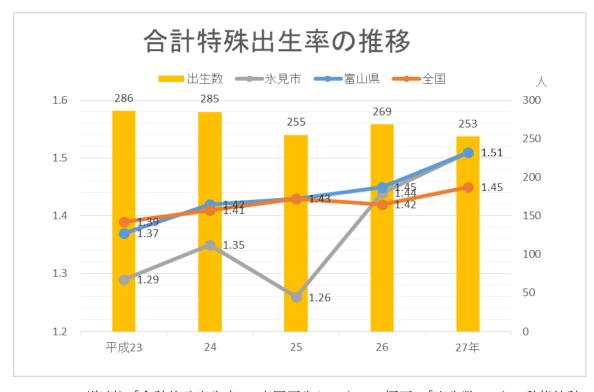
資料: 氷見市福祉介護課

(3) 子ども

一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数を示す合計特殊出生率にすると、 平成25年度までは、全国平均を下回っていましたが、平成26年度からは、全 国よりも上回り、富山県と比較してもほぼ同水準となっています。

様々な子どもを取り巻く施策の展開により、少しずつ少子化の進行を止めて きていますが、今後も引き続き、子育てを取り巻く環境の変化に合わせた施策を 進めていく必要があります。

	出生数	合計特殊出生率				
年	(氷見市)	氷見市	富山県	全 国		
平成 23	286 人	1. 29	1. 37	1. 39		
24	285	1. 35	1. 42	1. 41		
25	255	1. 26	1. 43	1. 43		
26	269	1. 44	1. 45	1. 42		
27	253	1. 51	1. 51	1. 45		



(資料)「合計特殊出生率」: 高岡厚生センターの概要、「出生数」: 人口動態統計

(4) 生活保護

本市の生活保護の状況(保護率)は、この5年間は増加傾向にあります。特に、 平成26年度からモデル指定を受けて、平成27年度から本格的に開始した「生 活困窮者自立支援制度」による生活困窮者の支援体制を整備したことにより、高 齢者や何らかの障害があり、就労が困難で、生活が苦しい世帯の把握が進んだこ とが増加の要因となっています。

全国的に見て保護率の低い富山県では、本市は高い率となっていますが、地縁のつながりの濃さによる近隣に知られたくないという地域性によって、生活保護を受けることへの抵抗があり、声を出せない潜在的な困窮者が多く潜んでいることが見えてきました。

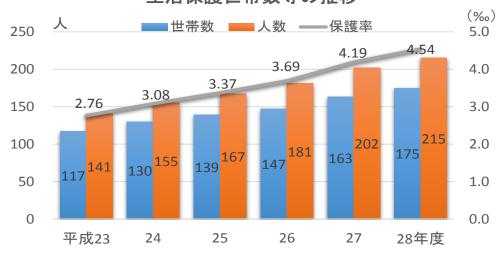
そのような世帯を早期に発見することや困窮状態に陥らないための適切な支援を進めていくと共に、生活を整え、生活保護からの脱却を目指す取り組みを充実させていく必要があります。

*生活保護世帯数等の推移

年度	世帯数 (世帯)	人員(人)	保護率(‰)
平成 23	1 1 7	1 4 1	2. 76
24	1 3 0	1 5 5	3. 08
25	1 3 9	167	3. 37
26	1 4 7	181	3.69
27	163	202	4. 19
28	1 7 5	2 1 5	4. 54

(単位) ‰:パーミル(1,000分の1)

生活保護世帯数等の推移



資料:氷見市福祉介護課

(5) 生活困窮者

平成27年4月から始まった「生活困窮者自立支援制度」においては、あらゆる世代を対象に相談に応じ、就労支援や家計支援を中心に、他公的制度を活用しながら自立した生活を送る支援を行ってきました。

生活保護率が全国でも最も低い富山県において、本市では生活困窮者に関する相談は、非常に多く、生活に困窮している市民が潜在的に存在することがわかっています。

◇生活困窮者自立支援関するデータ

(単位:人)

	氷 馬	全国	
	28年度実績	月平均	
新規相談受付件数	180	15.00	7. 25
支援プラン作成件数	6 8	5. 67	2. 15
就労支援対象者数	4 0	3. 33	1. 05
就労者数(増収者数)	1 4	_	_

*全国の月平均は、5万人単位で計算した数

3 社会的孤立に関する現状と課題

市内において、平成27年1月から、相次いで孤独死・孤立死等の事例が挙がり、社会的孤立者への支援の強化と共に、虐待、サービス拒否(支援拒否)等、社会的孤立に陥る可能性のある市民を早期に発見し、適切な支援を行うために、既存の取り組みに加え、社会的孤立者を取り巻く環境の課題を踏まえた新たな取り組みを組み込んだ「しくみ」を創ることで社会的孤立者の把握及び将来的に社会的孤立状態に陥る可能性のある市民を早期に支援する必要性が出ています。

(1) 社会的孤立に陥る要因と定義について

社会的孤立に陥る要因は、生活状況に応じて様々で、全国の動向からみると次の5つ状態が単独もしくは、重複しています。

【社会的孤立の主な要因】

①家族関係の有無 ②地域社会関係(友人・知人・近隣)の有無

③集団・組織(職場、趣味等のサークル、宗教等)との関わりの有無

④情報からの孤立 ⑤制度・サービスから孤立している

氷見市では、上記の状態を複数抱えている世帯を「社会的孤立」に陥っている と定義します。ただし、該当する方すべてに、支援が必要とは限らないため、世 帯の状況等をしっかりと把握した上で、適切な支援体制を構築します。

(2) 社会的孤立に関する現状

社会的孤立に至る様々な可能性を探ることが、潜在化している社会的孤立者の把握へつながると考え、市各関係課で把握している社会的孤立に陥る可能性のある関連数値を抽出し、これから検討するセーフティネットの中でどう把握し、具体的な支援へつなげるかの参考にするためのものです。

抽出した数値に該当する方々が社会的孤立者という訳ではなく、把握する手段が多様にあることを認識するためのものです。実態として、孤立の可能性はあるものの把握が難しい項目も浮き彫りになってきました。

【社会的孤立に陥る可能性のある方々に関するデータ】

◇市各関係課で把握している数値

(単位:人)

項目	数值	把握している機関
生活保護受給相談者数 (a)	3 8	福祉介護課
生活保護受給者数 (b)	1 5	福祉介護課
生活保護ボーダー層 (a-b)	2 3	福祉介護課
高齢者のみ世帯数	2, 373	地域包括支援センター
ひとり暮らし高齢者数	8 9 1	地域包括支援センター
高齢者虐待相談人数	2 0	地域包括支援センター
住民税非課税世帯	4, 098	税務課
住民税非課税世帯・家族人員	4, 361	福祉介護課
介護保険料滯納者数	288	福祉介護課
水道料滞納世帯・家族人員	6 6 3	上下水道課
生活福祉資金利用世帯数	4 2	市社会福祉協議会

自立支援医療受給者(精神病院)	4 3 2	福祉介護課
うち、就労移行支援	1 4	福祉介護課
うち、就労継続支援	2 1	福祉介護課
市民相談件数	5 0 8	市民課
高齢者に関する相談件数	4 5 8	地域包括支援センター
子育て相談件数	1 6 1	子育て支援課
児童虐待相談件数	5 8	子育て支援課
成人保健相談件数	9 2 9	健康課
精神保健相談件数	1 2 7	健康課
母子保健相談件数	7 9 4	健康課
自殺者数(H 2 5年)	1 2	健康課
ケアネット活動対象者数	6 1 7	市社会福祉協議会

(平成26年度実績より)

◇社会的孤立の可能性のある項目 (実態把握が難しい項目)

フリーター数	自治会加入率
ニート数	失業者数
引きこもり数	ホームレス数
高校中退者数 (年間)	刑余(以前に刑罰を受けている)者

また、日頃から地域の身近な相談役を担っている民生委員・児童委員への社会的孤立に陥る可能性のある方々の把握状況を問う簡易調査をした結果、88世帯、126人が挙がりました。挙げられた事例の多くは、高齢者で、若年層の把握については、同居する家族の関係や地域との関わりの薄さにより、地域による把握の限界があることがわかりました。

今は家族がいるため生活に支障がなく、本人はもちろんのこと、家族の訴えも 少ない現状が伺えますが、「相談したくても、どこに相談すればよいかわからな い」などの氷見市における課題も浮き彫りになってきました。

【民生委員・児童委員への社会的孤立に陥る可能性のある簡易調査】

調査内容:社会的孤立に陥っていると思われる方々の把握

(具体的な取り組みを検討する際の対象者の実態をイメージするため)

対象者:民生委員児童委員 144名

調査方法:各地区の会合の場で、それぞれ調査用紙に記入

調査期間:平成27年7月17日(金)~平成27年8月31日(月)

	総数				性別							
支援が困難	88世帯				男性			女性	Ė	7	不明	
な事例数	(126人)			66)	66人		42人		1	8人		
		10代	20 代	ť	30 代	40 代		50代	60代	70代	80代~	
年齢層	男性	1	1		5	3		4	25	13	10	
	女性	3	2		0	4		0	6	7	17	
	不明	3	0		0	0		0	0	1	1	
					内	容					事例数	
	①身体的障害または、認知症等高齢により日常生活の 一部で何らかの介助が必要と思われるが、親族等の援 助がなく、対処方法がわからない。									9		
	②時々、理解できないような言動が見られ、親族の援助がなく、対処の方法がわからない。									1 3		
	③明らかに日常生活が困難であると考えられるが、抱えている問題や悩みについては、解決できる相談窓口 1 や機関が見当たらない。									1		
主な状況						•	2					
					りがち [*] に、心	•			いもな	く連	4 1	
	⑥生活保護の受給者ではないが、経済的に問題があ り、かつ、身内などの援助もない。								2 0			
					(食事の		i,	親子関	係なと	ご) に	5	
					▲屋敷状 り及びき				朽化し	てい	2 1	

さらに、市各課の相談窓口で過去に対応した相談で、「社会的孤立に陥っている」事例を抽出し、前述のように、社会的孤立の要因が複数含まれていることを確認すると共に、そこから見えてくる課題や取り組みを洗い出しました。

課題については、「支援を拒否する」(通院やサービスを拒否) 方々への対応に 苦慮する場面が多く、その対応策等の検討が必要となっています。

取り組みについては、居場所づくりや就労の支援など、個々の抱えている課題によって様々ではありますが、根本的に現在の取り組みでは、支えることのできない世帯に対して、新たな取り組みをどのように生み出すかが大きな課題として、浮き彫りになりました。

【社会的孤立が疑われる事例及び社会的孤立要因との関係】

【社会的孤立の要因】

1…家族関係の有無 2…地域社会関係(友人・知人・近隣)の有無

3…集団・組織(職場、趣味等のサークル、宗教等)との関わりの有無

4…情報からの孤立 5…制度・サービスから孤立している

	או חו	からの地立 「阿皮・ケーヒスから地立し	
孤立 要因		ケース概要	検討課題・今後の対応
2,	3、	①父、母と本人の 3 人暮らし。仕事に行くことができな	・本人の日中活動がで
5		くなり退職し、そのまま引きこもりとなった知的障害者	きる場の確保等
		(30 歳代)。近隣から奇行(夜中外出、ぼーっと立って	・緊急時の対応
		いる等)があると相談が入った。	・病院への定期的な受
			診
1,	2,	②60 歳代男性一人暮らし。ごみ屋敷状態で、心不全	・ごみ屋敷の処理
3,	5	で服薬管理ができない、難聴あり。通販等で大量購	•金銭管理
		入。	・集団等から孤立
1,	2,	③両親(60代 父…肺気腫、母…くも膜下出血の既	・制度(生保)の活用
3,	4、	往)と本人の 3 人暮らし。本人は 5 年以上無職で引き	・本人の就労(病院受診
5		こもり。母への暴力あり。金銭的に厳しい状態	等)
1,	2,	④40 歳代男性一人暮らし。無職で金銭的にも困窮。	・金銭管理
	4、	過去に継母へのDVあり。知的な障害の可能性有。多	・住まいの確保
5		額の借金があり、家を差し押さえられている。	
2,	3	⑤父、母、本児(3歳)姉、弟の5人家族。本児は、自	・母の負担軽減
		閉症。母は乳幼児健診未受診で、育児でのストレスを抱	・本児の受診、療育
		えている。	

1,	2,	⑥50 歳代男性一人暮らし。糖尿病で透析。倦怠感、	・食事制限の習慣づけ
4、	5	息切れ、視力低下。アパートはごみ屋敷状態。	・アハ゜ートの保証人
1,	2,	⑦60 歳代女性一人暮らし。精神疾患による近隣への	•医療機関受診
3,	4、	迷惑行為。	・近隣との交流無
5			
2,	5	⑧30歳代男性、母と長女と3人暮らし。仕事が長続き	・就労の継続
		しない。保険加入等各手続きを拒否。	・緊急時の対応
2,	3,	960 歳代男性と妻(50 歳代)の 2 人暮らし。近隣との	・近隣との関わり
4、	5	付き合いもなく、妻は精神疾患が疑われ、再三近隣と	・妻の受診等
		トラブルになっていた。本人の姿を数か月確認できてい	
		ない。	
1,	2,	⑩母(看護師)、長男(30 歳代 てんかん 知的障害、	·拒否(服薬、入院等)
3,	5	精神障害)、次男の3人暮らし。長男の近隣への迷惑	への対応
		行為。母長男の病院受診拒否	・近隣との関係
2,	3,	⑪70 歳代母、40 歳代娘の 2 人暮らし。近所付き合い	・支援拒否への対応
4、	5	なく、支援も拒否。結果、遺体で発見。	

(3) 氷見市における社会的孤立者を取り巻く課題

氷見市における現状を整理し、それぞれから出てきた課題を整理していく中で、社会的孤立者(陥る可能性のある者)を取り巻く大きな課題が浮き彫りになってきました。

- ①社会的孤立者(陥る可能性のある者)の把握の難しさ
- ②把握した場合の迅速かつ適切な支援の流れが不明確
- ③社会的孤立者(陥る可能性のある者)への支援方法が少ない
- ④支援するにあたり、地域、専門職、行政の連携の一定の ルールが不明確
- ⑤制度の狭間に埋もれた課題への対応

第4章 計画の体系

1 目指す福祉社会像

地域福祉計画の基本的な目標は、「誰もが住み慣れた地域社会において、いきいきと暮らし続ける」ことであると言えます。そのために、これまでの地域福祉計画でも行政、関係機関、多くの市民が地域福祉活動に参画していくことに努めてきました。

この第3次計画においても、地域で一人ひとりの生涯にわたる生活を支える 仕組みづくりを、行政、関係機関、地域の協働により進めていくため、**目指す福 祉社会像を「ささえあい ふれあい 絆が深まる福祉社会」**としました。

2 基本理念

本市の福祉社会像である「ささえあい ふれあい 絆が深まる福祉社会」の実現を全市民とともに目指すため、次の3つの理念を基本に、地域福祉を推進します。

(1) 安心生活を支える体制づくり

市民が生涯にわたって安心して暮らせるように、保健、医療、福祉の専門職だけでなく、住まいや就労を含めた市民の生活に関わる関係機関と地域が一体となり、誰もが社会的に自立して生活するための支援体制を確立します。

(2) 地域福祉を支える担い手づくり

本計画の推進には、各種施策の提供や調整を行うための専門的人材の確保と ともに、地域組織のリーダーや、リーダーを支える人たちの発掘・養成が必要で す。そのため、講座や研修等を継続して実施し、長期的な視点に立った担い手の 育成に取り組んでいきます。

(3) 人にやさしい絆づくり

豊かで安らぎに満ちた生涯をおくるには、生活課題解決を他人事とせず、我が 事と捉えられるような地域での絆づくりが必要です。市民一人ひとりがお互い を大切にし、支えあい、助けあいのもとで幸せな生活をおくることができるよう、 家族・地域の絆づくりに向けた施策を推進します。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間であり、今回、平成29年度において中間評価・見直しを実施し、後期4か年における地域福祉の推進を図ります。

4 地域福祉圏域の設定

第3次計画を具体的に進めていくために以下のような圏域の設定を行うと共 に、新たにこの圏域に明確な役割(機能)を持たせ、推進事業を圏域のニーズに 合わせて展開していきます。

氷見市における地域福祉圏域

第1層

保健所、児童相談所、3次医療

県の機関・高岡広域圏の利用施設・市間で共有するサービス等

第2層 <

高岡厚生センター氷見支所、社会福祉 事務所、地域包括支援センター、社会福祉 祉協議会、子育てセンター

市全域を対象とした総合的な施策の企画・調整をする範囲 (しくみ・サービス開発、総合的・専門的支援機能)

第3層 (4ブロック)

地域包括支援センター相談窓口、 民生委員児童委員ブロック協議会

地域包括支援センターブランチ、民生委員児童委員ブロックの範

囲(官民連携・地域人材育成機能)

地区社会福祉協議会、地区民 生委員児童委員協議会、自治 振興委員協議会

第4層(21地区) <

地域福祉活動を主体的に進める範囲

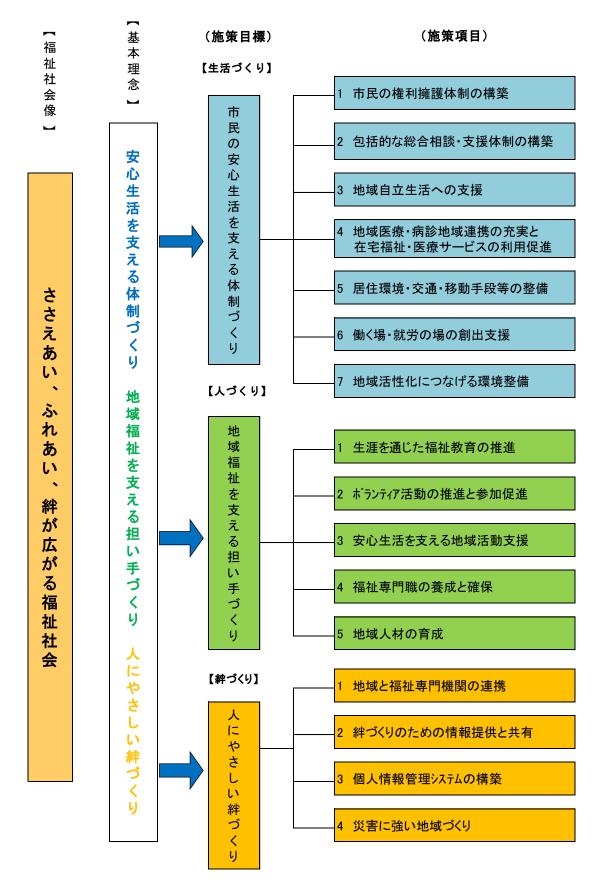
(地域相談窓口・小地域福祉活動推進機能)

第5層(226単位) — 自治会

自治会機能及び防犯・防災活動やケアネット活動など 地縁的つながりの範囲

(日常的な見守り・把握機能)

5 施策の体系



重点施策

- 2 我が事・丸ごとを実現する 地域福祉の推進
- →「我が事」と考えられる生活課題を 把握する機能の充実
- →生活課題に対応した地域による生 活支援サービスの実施
- 3 地域自立生活を支える福祉人材の育成
- →福祉専門職の確保と質の向上
- →地域を支える新たな担い手育成





1 全世代・全対象型地域包括支援体制の構築



- →社会的孤立者の早期発見の仕組みづくり
- →全世代・全対象型を実現するための機能の拡充
- →相談支援体制の拡充及び整理
- →連携のための情報共有・協議の場づくり





- 5 災害時の福祉環境の整備
- →防災等の意識づくりの推進 →災害時の福祉環境整備と支援体 制づくり
- 4 新たな生活課題を解決するしくみや取り組みの実現
- →新たなしくみや取り組みの協議 の場づくり
- →新たなネットワーク構築としく みや取り組みの開発

第5章 重点施策

計画を推進する上において、特に重要性の高い取り組みとして以下の5つの 施策を重点的、かつ速やかに推進します。

- 1 全世代・全対象型地域包括支援体制の構築
- 2 我が事・丸ごとを実現する地域福祉の推進
- 3 地域自立生活を支える福祉人材の育成
- 4 新たな地域生活課題を解決する取り組みやしくみの実現
- 5 災害時の福祉環境の整備

1 全世代・全対象型地域包括支援体制の構築

前期計画の重点施策である「福祉総合相談・支援システム」の構築では、平成26年5月に、「ふくし相談サポートセンター」を開設し、一定の成果が見えてきました。

しかし、一方で、対象者を限定しないあらゆる生活課題を抱えた市民で、特に 周りとの関係が疎遠になっている(なる可能性のある)市民やサービス等の支援 を拒否している、地域生活課題(困りごと)を訴えることができない市民を把握 し、早期に適切な支援へとつなげる仕組みづくりの必要性が見えてきました。

後期計画では、見えてきた課題に対するしくみとして、すべての市民が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり(全世代・全対象型地域包括支援体制の構築~P37"氷見市が目指すセーティネット構想"図参照)の実現に向けて検討していきます。

(1) 社会的孤立者の早期発見(生活困窮者支援等の活用)の仕組みづくり

社会的孤立状態に陥っている(陥る可能性のある)市民を把握し、早期に適切な支援へとつなげるために、平成28年7月に新たに配置したコミュニティソーシャルワーカーにより、社会的孤立者の早期発見に努めます。

把握だけでなく、自立を目指した具体的な支援として、生活困窮者自立支援制度を活用した住まいの確保や就労(継続)支援など必要に応じた支援を行っていきます。

そのような世帯の把握には、近隣住民による日頃からの「気遣い」が欠かせません。従来の民生委員児童委員等による声掛けやケアネット活動、いのちのバトンの普及などに加えて、身近な地域で相談しやすい環境を構築していくことも孤立を防ぐ一つの方法と言えます。そのような環境を各地域の創意工夫により整えていきつつ、的確に専門機関の支援へとつなぐ仕組みを構築していきます。

(2) 全世代・全対象型を実現するための機能の拡充

全世代・全対象型と掲げた際に、本市の既存機能と地域生活課題を整理する中で見えてきた課題を基に、障害のある子どもを抱える世帯への相談支援や近年、増加傾向にある発達障害を抱える方を支援する専門的な機能の構築と合わせて、

医療分野との連携構築について協議します。

その他、児童、障害者、高齢者そして、配偶者への虐待に対する迅速な関わり とその後の支援の構築と共に、成年後見制度利用の促進を視野に入れた権利擁 護体制について、協議します。

(3) 相談支援体制の拡充及び整理

近年、学校を中心とした児童・生徒とその家族を支援するスクールソーシャルワーカーの配置促進や「生活困窮者自立支援制度」内の相談支援員の配置など、児童・障害・高齢者等を対象とした、相談支援に携わる専門職が増加することで、分野を超えた専門職間のスムーズな連携の実現や重複するような役割の整理が求められています。

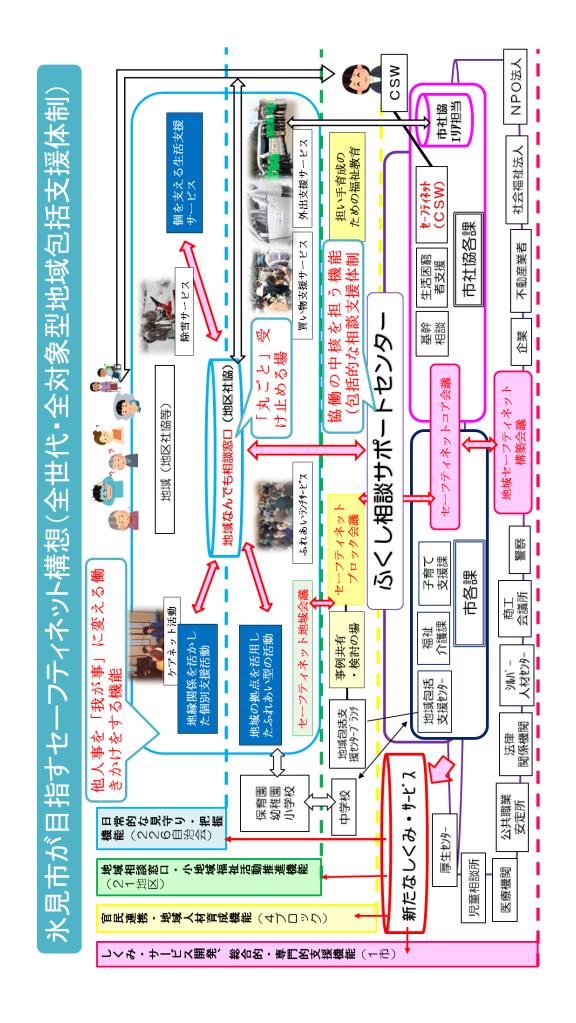
そこで、コミュニティソーシャルワーカーが各分野、制度等に基づく相談支援 に携わる専門職と連携することはもちろんのこと、地域、その他専門機関、行政 のコーディネート役となり体制づくりを推進していきます。

法・制度を順守しつつも、本市において地域特性を活かした相談支援体制を構築することを目指し、実際の個別事例を通じて、日頃の連携のあり方について検討していきます。

(4) 連携のための情報共有・協議の場づくり

地域・専門機関・行政が一体となって、あらゆる市民を支えていくためには、 3者の日頃からの「顔の見える関係」の構築が必要不可欠です。

そこで、定期的に、関係者が集い情報共有を行うと共に、必要な支援(取り組み等)のあり方に関して協議する場を地域福祉圏域単位に実施し、把握から支援、 そして問題解決(自立)に3者が協力し合い、支え合える環境を構築します。



2 我が事・丸ごとを実現する地域福祉の推進

平成22年から各地区社協を指定し、「安心生活創造事業」を展開し、地域にある生活課題を住民自ら明らかにし、将来の地域のあり方と自分や家族が暮らしたい地域の実現のために、今何ができるかを住民同士で話し合い、外出支援や買い物支援、居場所づくりなど今もこれからの将来も魅力ある地域を維持し続けるために、常に住民自身が「我が事」の意識を高める取り組みをしてきました。

しかし、地域の担い手の多くが危惧しているのは、近い将来地域の担い手になる世代や自分たちの子や孫の代までその思いを引き継いでいくことができるか、ということです。これからの将来を考えた上で、今まで以上に、「我が事」と考え、自分のできることに取り組む市民を増やすための取り組みを支援していきます。

(1) 「我が事」と考えられる地域生活課題を把握する機能の充実

「我が事」と考えるためには、今何に困っているのかということを地域内で随時共有することから始まります。共有するためには、把握機能を充実させる必要があります。前述のような相談しやすい環境を整備するだけではなく、個人個人の顔が見える地域の取り組みが必要となってきます。

困りごとの把握やそのような情報が入りやすい民生委員児童委員や自治会長等だけが抱えることなく、個人情報の取り扱いにも配慮しつつ、多くの住民が困りごとを把握できるような環境整備に地域と共に取り組んでいきます。

(2) 地域生活課題に対応した地域による生活支援サービスの実施

5年後・10年後の自分たちの生活を考えた際に、今は大丈夫でも将来はどうなるかわからないという不安も多くあります。その中でも予測できる地域の困りごとに対しては、今のうちからしくみや取り組みを検討し、必要に応じて実施していくことが不安の解消だけではなく、より支え合い、安心して生活できる環境整備へとつながります。

現在の地区社協を中心とした生活支援サービス等の検討・実施とともに、持続可能な地域を構築するための取り組みを引き続き支援していきます。

また、平成29年に配置した「生活支援コーディネーター」が中心となり、地域における高齢者の支え合い活動等の体制整備をすすめます。

3 地域自立生活を支える福祉人材の育成

一人ひとりの理想とする生活を実現させるためには、地域(共助)、専門機関・ 行政(公助)の支えが必要不可欠となっています。

氷見市における福祉関連専門職は、約2,000人と推計され、第2次計画時から比較する2倍程度増加しています。

一方、地域においては、平成 15 年度から地区社協が主体となって「ケアネット活動」が始まり、今では、約 1 , 500 人が協力者となり、年々協力者が拡大しています。

少子、高齢化や核家族世帯の増加により、自助の力が弱まっている中で、共助 や公助で支えていくことが、本市の地域福祉の推進には欠かせないことから関 係する人材の育成を進めていきます。

(1) 福祉専門職の確保と質の向上

近年は、相談支援に携わる福祉専門職も増加し、その関わりがその後の支援、 そして本人や家族の望む生活の実現に影響を及ぼします。

複雑多岐にわたる生活課題を抱える世帯が増加している現状に対して、相談支援に携わる専門職の役割の重要性も高まってきています。

そこで、相談支援に携わる専門職を対象とした研修の機会や事例検討の機会を設け、質の向上を図ると共に、分野間の連携をスムーズに実現するために、各種制度の理解や制度に基づく専門職の役割を理解する機会や現場のケアワーカーの分野を超えた技術を学ぶ機会を設けます。

このような、研修を通じて、あらゆる福祉専門職の確保に関する取り組みを福祉事業所等と連携し、検討していきます。

(2) 地域を支える新たな担い手育成

身近な地域で相談できる環境整備を推進する一つとして、相談を受ける担い 手の育成に努めていきます。専門職や行政のような制度の詳細や高度な技術や 専門性が必要な担い手を育成するのではなく、困りごとに対して、その事柄に詳 しい機関をある程度、知識としてもっている人材育成のためのメニューを関係 機関と協働で企画し、育成に努めていきます。

また、地域生活課題解決のための取り組みを地域で開発していく中で、新たな

担い手の確保や育成を行うことで、多くの住民を巻き込むことが、地域福祉の推進には欠かせないことから地域の担い手育成を推進していきます。このような人材育成・確保の一環として、平成30年度から、地域福祉活動サポーター(仮称)を全地区に配置します。

さらに、地域に限定することなく、市域で活動するボランティア活動者の育成や新たなNPO団体の組織化など、市全体で活躍する担い手の育成も推進していきます。

4 新たな地域生活課題を解決する取り組みやしくみの実現

第3次計画策定後、生活保護をはじめ、児童、障害者、高齢者を取り巻く各種制度が改正され、それぞれが抱えていた制度の狭間を埋める動きが出てきました。さらに、新たな法や制度では、生活困窮者自立支援制度や障害者差別解消法など従来の法律や制度では、対応できない部分に焦点を当てた公的福祉施策の拡充が図られてきました。

本市において、相談支援体制の整備を図る中で、共助や公助の現在の制度やしくみ、取り組みでは、対応が難しい事例も浮き彫りになってきました。例えば、近年、大きく取り上げられている、いわゆる「ごみ屋敷」問題や様々な理由により生活の拠点である住む家に苦労するなどの「居住」問題、働く意思はあるもののなかなか就労に結びつかないなど、長年引きこもっている人や障害の疑いのある人の就労支援が挙げられます。

そこで、本市では、公助や共助が協働した新たなしくみや取り組みを協議する場づくりとそこで提案されたしくみや取り組みの実行について、多くの関係機関を巻き込み、取り組んでいきます。

(1) 新たな取り組みやしくみの協議の場づくり

前述の重点施策 1-(4)の「連携のための情報共有・協議の場づくり」と連動し、様々な相談を受けて共助、公助の取り組みによる既存の支援では対応できない生活課題に対して、共助、公助で知恵を出し合う機会を設けることが、支援体制の強化へとつながります。

協議の場を福祉圏域単位で設けることで、連携の強化を図ると共に、新たな取

り組み等を検討することにより、広く市民への周知へとつながっていきます。

一部の地域では、協議する場を確立していますが、今後は、全地域に協議する 場が設置されるよう進めていきます。

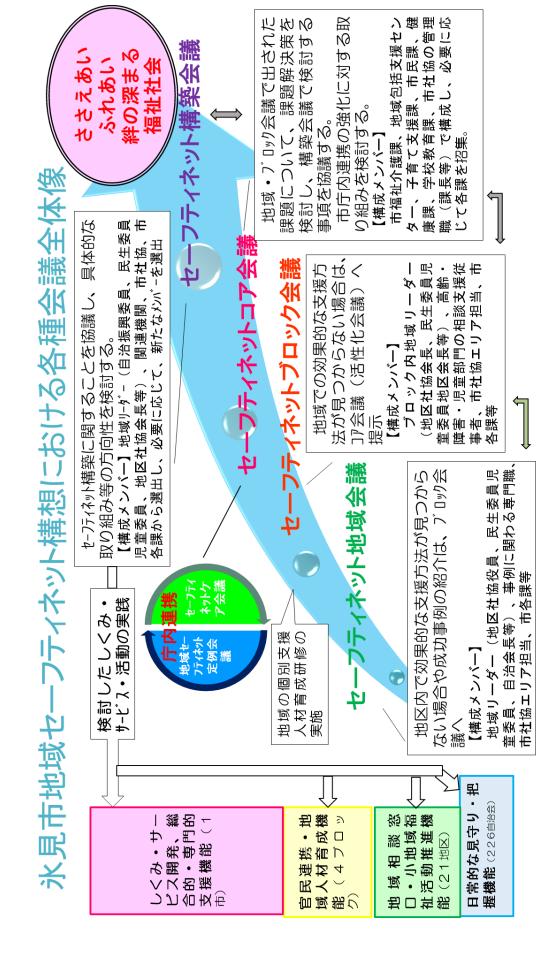
(2) 新たなネットワーク構築としくみや取り組みの開発

生活をめぐる環境が大きく変化する中で、従来の福祉的課題である、介護、子育て、障害、病気等だけの解決では、地域生活課題の解決に至らない事例が増えてきています。そのため新たなネットワークを構築する必要があります。

特に、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、多文化共生等の分野の関係機関 との連携がより一層重要となってきます。

本市では、そのような分野の関係機関へ働きかけ、協議の場への参画を積極的にお願いし、その協議の場で、本市における独自の生活課題を解決するためのしくみや取り組みを参画団体の協力のもと、進めていきます。

一人ひとりの課題であってもそれを丁寧に分析し、多くの関係機関と共有し、 必要な支援について協働で実施することにより、本市が目指す地域福祉の実現 を図っていきます。



5 災害時の福祉環境の整備

平成23年3月に発生した東日本大震災による大規模災害の経験から、本市においても、災害に対する考え方を再構築する必要があることを学びました。さらに、平成28年4月の熊本地震を受けて、発災後の体制についても再度検討が必要なことを認識しています。

本市では、平成27年8月に新たな地域防災計画を策定し、各種の災害に合わせた計画及び対策を掲げています。地震・津波、風水害及び火災、雪害、そして、原子力災害までが想定される本市において、いつ災害が発生するかわからない現状にあり、その時のための「備え」が重要になってきます。

第3次後期計画においては、その中でも日ごろの「備え」からいざという時の 災害時の福祉環境の整備について、地域福祉の観点から必要な支援を行ってい きます。

(1) 防災等の意識づくりの推進

あらゆる災害が想定されることからそれぞれの災害に対する知識や日ごろからの防災対策、発災後の具体的行動などを学ぶ機会を設ける必要があります。

そのため、市関係課と連携すると共に、地域を基盤とした集いや研修の機会を 利用し、情報提供や災害に対する学習を充実していきます。

(2) 災害時の福祉環境整備と支援体制づくり

過去の大きな災害時の教訓を活かさなければならない事の一つとして、要配 慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他に配慮を要する者をいう)に対する支援体制の 整備や避難生活時の透析患者や、食物アレルギーを有している人等への支援の あり方の検討が挙げられます。

そこで、福祉避難所としての機能を確保するため、福祉避難所の設置や地域に おける福祉避難スペース(室)の確保などを進めます。

また、前期計画からの継続的重点課題である要配慮者の発災後の環境整備と 支援体制の構築について、福祉関係事業所における災害時に重要事務を継続す るための事業継続計画(BCP)の策定及び事業継続進行管理(BCM)の作成 の推進と合わせて、努めていきます。

第6章 計画の推進体制

1 地域における推進体制

計画の推進にあたっては、住民一人ひとりが「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取り組みの機会の創出、「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民が増える取り組み、「一人の課題」について解決する経験を積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域を実現するという3つの取り組みを通じた「我が事」の意識の醸成を図るため、地区社協を核として校区で暮らす住民の積極的な参加を促すとともに、地域の自治会、ボランティア団体、民生委員児童委員等とも連携を強め、地域が一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要であり、その推進に市としても積極的な支援を行います。

2 市民、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人、事業者 等の役割

これからは、市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域福祉の担い手として福祉施策への意見を表明したり、自らボランティア等の社会活動に 積極的かつ主体的に参加する等の役割が求められています。

特に、社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の地域貢献活動の義務化(同法 第5条)が規定され、多くの市民を巻き込んだ取り組みが期待されています。

また、事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

さらに、地域福祉のニーズに基づく新たなサービス、とりわけ、サービス利用者という限定した立場だけではなく、利用者が新たな担い手になれる取り組みが重要であり、市民の福祉への参加支援や福祉によるまちづくりへの参画に努めることが求められています。

本計画を実効あるものにするためには、市民をはじめボランティア、NPO法 人、社会福祉法人、事業者、民間企業等のさまざまな主体による自主的な取り組 みと、協働による取り組みが重要です。

3 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する関係機関、団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅等生活関連分野を担当する関係各課と連携の強化を図り、市政のさまざまな分野において地域福祉の視点から横断的な施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への市民参加の機会の拡充に努めるとともに、社会的孤立者の把握と支援、分野を超えた多機関による支援を実現するために、市民とともに 検討を進めていきます。

4 市社協との連携

本計画では、市社協と合同事務局体制で進めてきました。これは、今後の計画の実行を意識するとともに、本計画の特長とも言えます。

市社協は、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有し、民間の立場で広く活動主体の連絡調整とそれらへの支援を行うための中心的存在として、市と車の両輪の関係で社会福祉事業の実施と発展に貢献してきました。

このことから、第3次計画では社会福祉協議会の基本計画である「地域福祉活動計画」と一体化し、本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への市民参加をはじめとして、計画の行政機能と社協機能の連携を深めた福祉事業の推進に取り組んでいきます。

(参考)

社会福祉法第109条に定義する市町村社会福祉協議会および地区社会福祉協議会の 事業目的

- ① 社会福祉を目的する事業の企画および実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成上記のように、社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置づけられています。

5 計画の進行管理・評価

計画の円滑で確実な実施を図るため、計画の進行管理と評価を行っていきます。

進行管理については、市民、関係機関、行政で構成する会議(氷見市地域福祉 審議会、地域セーフティネット構築会議等)等で、年度単位で進捗を確認し、成 果や今後の方向性を共有していきます。評価は、行政からの視点だけではなく、 市民、地域福祉を推進する担い手、福祉サービス事業者からの視点から行えるよ うにして、必要な事項を施策に反映していきます。

一 資 料 一

氷見市地域福祉審議会委員

(任期 平成 29 年 3 月 30 日~平成 31 年 3 月 29 日)

平成30年3月23日現在

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	久保 徳市郎	氷見保護司会長
	長瀬 博文	高岡厚生センター氷見支所長
市民代表	大嶋 充	氷見市自治振興委員連合会副会長
	堂端 誠作	氷見市老人クラブ連合会長
福祉関係者	永田 徳一	氷見市社会福祉協議会常務理事
	布尾 英二	氷見市身体障害者協会長
	髙森 教昭	氷見市民生委員児童委員協議会長

氷見市地域福祉審議会設置要綱

(設置)

第1条 氷見市の地域福祉計画の推進に関し、施策実行についての評価を審議する ため、氷見市地域福祉審議会(以下「審議会」という)を設置する。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員10名以内で組織する。
- 2 委員は、市民および学識経験のある者等のうちから、それぞれ市長が委嘱する。 (委員の任期)
- 第3条 委員の任期は、2か年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任 期間とする。

(会長・副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は、委員の互選によって定め、 副会長は会長が指名する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部福祉介護課において処理する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が 審議会に諮って定める。

付則

- 1 この要綱は、平成15年2月18日から施行する。
- 2 委員の任期は、委嘱日からとする。

氷見市地域セーフティネット活性化会議名簿

	氏 名	所 属
猶明	孝信	氷見市自治振興委員連合会長
網田	勝	氷見市自治振興委員連合会副会長
髙森	教昭	氷見市民生委員児童委員協議会長
村上	美奈子	氷見市民生委員児童委員協議会副会長
松﨑	正和	氷見市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長
南市	牧	朝日丘校区社会福祉協議会長
干場	雅勝	久目地区社会福祉協議会長
布尾	英二	氷見市身体障害者協会長
小川	隆	氷見市手をつなぐ育成会長
石田	修一	NPO法人ヒューマックス理事長
永森	栄一	NPO法人b-らいふ所長
別所	由紀	エルダーヴィラ氷見居宅介護支援事業所管理者
山田	昌昭	金沢医科大学氷見市民病院 地域医療連携部
		医療ソーシャルワーカー
民谷	万由美	社会福祉法人野の草会 こもれびの里施設長
金谷	正和	NPO法人安靖氷見共同作業所長
磯辺	智美	氷見市社会福祉協議会 障害者支援課長
北嶋	千春	地域包括支援センター地域窓口(つまま園)在宅支援相談員
吉田	勉	氷見公共職業安定所長
宮崎	祥一	氷見警察署生活安全課長
白木	謙一	弁護士
洲崎	雄計	氷見市医師会代表
長瀬	博文	富山県高岡厚生センター氷見支所長
原田	正樹	日本地域福祉研究所理事・日本福祉大学教授 ※アドバイザー

地域セーフティネットコア会議名簿

氏 名	所 属
森脇 俊二	氷見市社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア推進課長
向井 由美子	氷見市社会福祉協議会 ふくし相談サポートセンター 基幹相談支援担当
七瀬 美幸	氷見市社会福祉協議会 ふくし相談サポートセンター 生活困窮担当
山田 哲也	氷見市社会福祉協議会 ふくし相談サポートセンター セーフティネット担当
吉田 実結	氷見市社会福祉協議会 ふくし相談サポートセンター セーフティネット担当
草山 利彦	氷見市市民部長
中舘 直浩	氷見市教育委員会事務局学校教育課長
田中 昌代	氷見市市民部市民課長
鶴谷 智子	氷見市市民部市民課主査
坂本 睦美	氷見市市民部健康課長
宇波 淳子	氷見市市民部健康課課長補佐
東海 由紀	氷見市市民部子育て支援課長
坂下 裕彦	氷見市市民部子育て支援課主査
七分 由紀雄	氷見市地域包括支援センター所長
前田 栄秀	氷見市地域包括支援センター副主幹
蟹谷 江里子	氷見市地域包括支援センター副主幹
戸田 勝浩	氷見市市民部福祉介護課長
西中 修	氷見市市民部福祉介護課課長補佐
森 富美恵	氷見市市民部福祉介護課主査
大野 浩美	氷見市市民部福祉介護課主査

第3次ふれあい・ふくらぎ(福来)21プラン

第3次氷見市地域福祉計画(後期計画)

発行日 平成30年3月

発 行 氷見市市民部福祉介護課